

安全の手引き

2026年2月

在スロバキア日本国大使館

| | | |
|------|---------------------|----|
| I | はじめに | 1 |
| II | 防犯の手引き | 1 |
| | 1. 防犯の基本的な心構え | 1 |
| | 2. 最近の犯罪発生状況 | 1 |
| | 3. 防犯のための具体的な注意事項 | 3 |
| | 4. 交通事故と事故対策 | 5 |
| | 5. テロ・誘拐対策 | 7 |
| | 6. 緊急連絡先 | 8 |
| III. | 在留邦人用緊急対処マニュアル | 9 |
| | 1. 平素の準備と心構え | 9 |
| | 2. 緊急時の行動 | 10 |
| | 3. 緊急事態に備えてのチェックリスト | 13 |
| IV. | その他の主要な留意事項 | 13 |
| | 1. 「在留届」と「たびレジ」 | 13 |
| | 2. その他の注意事項 | 14 |
| | 3. 旅券紛失（盗難）時の対応 | 15 |

Ⅰ. はじめに

海外では「自分の身は自分で守る」ことが基本です。この「安全の手引き」では、スロバキアに滞在する皆様が、犯罪による被害及び交通事故等に遭わないための方策を講ずる上での参考となるよう作成しました。皆様の安心・安全な滞在のために、犯罪被害を防ぐポイントや、テロ事件・大規模災害等が発生した場合の対処について説明しています。

当館では毎年、本手引きを更新し、当館ホームページに掲載しております。外務省安全ホームページと併せ、スロバキア滞在時の安全対策にお役立ていただければ幸いです。

Ⅱ. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

スリ、置き引き、車上荒らし等の一般的犯罪被害や、暴行事件等を避けるため、外出時の貴重品等の管理や自宅施錠を徹底し、不審者がいないか周囲に注意するなど、リスク回避のために気を緩めないことが重要です。

2. 最近の犯罪発生状況

スロバキアは2004年5月からEU加盟国となり、2007年12月からシェンゲン協定実施加盟国となりました（陸路。空路での実施は2008年3月から）。治安情勢は、他のEU諸国・都市と大きく変わるころはなく、一般的に、スリ、置き引き、自動車盗難、車上荒らし等窃盗系の犯罪や覚醒剤・麻薬に関連した犯罪に対する注意が必要です。内務省統計によると、犯罪発生件数は近年減少傾向にあり、治安は比

較的良好と考えられますが、不要不急の深夜の外出は控えるとともに、威圧的な集団が近づいてくる等不穏な動きがある場合には早めにその場を立ち去るなど、身の安全に用心してください。

スロバキア国内における犯罪の傾向については、以下のとおりです。

○2025年の総犯罪件数：4万4,759件（前年比155件減）、上記総犯罪の犯罪検挙率：約53%（前年比約3%減）（スロバキア内務省犯罪統計より）

○スロバキアでの顕著な犯罪：窃盗系犯罪（置き引き、空き巣、車上荒らし等）

○窃盗犯罪の傾向：日本人旅行者の場合、路面電車（トラム）や国際線の列車（特に夜行）の中、ホテルのロビーやレストラン、さらには観光スポットが集中している旧市街（特に当館が位置する「中央広場」付近）でスリ、置き引き等窃盗の被害に遭うケースが見られます。また、大型スーパーマーケットやショッピング・モールといった場所で買い物をする際も、所持品には注意を払ってください。また、短時間でも車を離れる際には施錠をし、貴重品は車内に放置しない等の自己防衛が必須です。

－窃盗の手口－

- ・路面電車（トラム）やバスに乗車している際に隣に座り荷物を物色する。
- ・停留所で仲間が被害者の下車を邪魔している間に被害者の背後に立った者が荷物から金品を盗る。
- ・集団（子供のグループも）に囲まれ、地面にキャンディ等をばらまき注意をそらされている隙に、旅券や現金等の入った手荷物を奪われる。
- ・列車内で話しかけられ仲良くなり、警戒が緩んだ隙に手荷物を奪われる。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居（選択及び警備方法等）

- ◆ 低所得者層が多く入居している住居やそのような地域に所在する住居はなるべく避ける。
- ◆ アパートやマンションではなるべく2階以上の階の部屋を選択し、鍵の具合や窓の位置等を確認する。
- ◆ 可能であれば、民間警備会社によるセキュリティー・サービスを利用する。

(2) 外出時（スリ、置き引き、窃盗、強盗、傷害、暴行、車上狙い等）

- ◆ 閉めるだけでロックがかかる扉であっても、外出の際は鍵にて施錠する。
- ◆ 高価な電化製品や貴重品等は、出来る限り自宅や車の窓の外から見えるところに置かない。
- ◆ 手荷物から注意をそらさない。
- ◆ 貴重品が入っている鞆や手荷物等は、人込みでは前に抱えて持つようにする（特にリュックサック式の鞆は注意が必要）。
- ◆ 路面電車等の公共交通機関を利用する際や、人込みの中を歩く際は、周囲の状況に注意を払い、怪しい人物・グループがないか確認する。
- ◆ 列車（特に国際線の夜行）を利用する際は、貴重品は必ず身につけ、荷物棚等には置かない。
- ◆ 旅券、現金、クレジットカード、宝石類等の貴重品は確実に管理する。また、携帯電話も狙われやすいため取り扱いには十分注意する。
- ◆ 紛失時に備え、旅券の写しを取り別途保管しておく。
- ◆ 現金はあまり多く持ち歩かないようにし、クレジットカードについては、万が一

盗難に遭った際、即座に停止措置をとれるよう、カード番号、カード会社の電話番号等は別途控えておく。

- ◆ クレジットカード及びキャッシュカード利用時に暗証番号を入力する際は、盗み見られないよう周囲に気を配り、片方の手で隠して入力する。
- ◆ 旅券、現金、カード等の貴重品はひとつの財布類に入れない。
- ◆ 車を離れる際は、貴重品等を車内に置いたままにしない。
- ◆ 暗い場所、人目のつかない場所に駐車することは出来る限り避ける。
- ◆ 車に防犯システムを導入・設置し、作動を点検する。

(3) 生活（近隣者、訪問者、使用人、家族、電話、郵便物、鍵、長期旅行等）

- ◆ 自宅の呼び鈴が鳴っても玄関のドアをすぐには開けず、インターフォンやモニター等で訪問者を確認してから開ける。
- ◆ スロバキア日本人会に入会するなど、スロバキアに長く滞在している日本人と接触する機会を持ち、安全情報の収集を行う（スロバキア日本人会の連絡先等の情報は、当館領事班までお問い合わせください）。

<参考：スロバキアにおける犯罪総数の推移（内務省統計より）>

| 年 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 犯罪総数 | 61,392 | 58,829 | 54,244 | 50,915 | 54,586 | 54,059 | 44,914 | 44,759 |

4. 交通事故と事故対策

(1) 当国交通事情

- ◆ 場所によっては路面の状態がよくないところもあります。また、ブラチスラバ市以外は照明が不十分なところも多いため、夜間の運転は特に注意が必要です。
- ◆ 市街地の道路が交差する箇所では、優先道路、非優先道路の標識のあるところがあります。これらがある交差点では信号がないため、標識をよく確認しなければなりません。
- ◆ 高速道路を利用する場合は、事前に、インターネットのホームページ (<https://www.eznamka.sk>)、ガソリンスタンド等で高速道路利用登録及び利用料支払いを行う必要があります。
- ◆ 冬期には時折降雪がみられ、積雪や路面凍結の際には、スノータイヤの使用が義務付けられています。また、山間地域にスキー等に出かける場合は、タイヤチェーンを持参されることをお勧めします。
- ◆ 公共交通機関（バス、トラム等）の利用は一般的に、①乗車前にオンラインで切符を購入する、②バス停や駅に設置されている券売機で切符を購入し、乗車時又は改札入場時に同切符に打刻して有効化する、③クレジットカードのタッチ決済により利用する方法があります。また、これらの公共交通機関では、乗客に対して検札員による不定期の乗車券の確認が行われています。切符を購入しても、所持していない場合や、打刻されていない場合は、無賃乗車をしているとみなされ罰金が科せられますので、ご注意ください。

(2) 各種交通規制

- ◆ 当国の制限速度は以下の通りです（別途規制される場合もあります）。

- 高 速 道 路 ：時速80－130Km
- 市内の高速道路 ：時速65－90Km（※ 道路によっては別途制限あり）
- 市 内 一 般 道 ：時速50Km （※ 道路によっては別途制限あり）
- ◆ 飲酒運転は禁じられており、運転時の血中アルコール濃度も考慮し、酒気帯び運転等と判断された場合、罰金刑又は1年以下の懲役もあり得ます。
- ◆ 乗員は、前部及び後部座席ともにシートベルト着用が義務付けられています。
- ◆ 身長150cm以下の子供はチャイルドシートを使用して乗車させることが義務付けられています。
- ◆ 運転中の携帯電話の操作は禁止されています。（ハンズフリー機器を利用した通話は認められています。）
- ◆ 日中も含め、1年を通して運転中常にライトを点灯させておくことが義務付けられています。
- ◆ 自転車に乗る場合、子供はヘルメット及び蛍光ベストの着用が義務付けられています。大人は、郊外で自転車に乗る場合にヘルメットの着用が義務付けられています。歩行者が道路に出る際には、視界不良時には蛍光ベストの着用が義務付けられています。（例えば、電灯がない夜道や深い霧の日等が該当します。）
- ◆ 交通違反を犯した場合は罰金を科せられますが、警察官によっては、外国人に対し必要以上の罰金を要求する場合があります模様です。もしそのおそれがあると判断される場合には、罰金を支払う際に領収書を受け取り、担当警察官のID番号を控えておくことも一案です。

5. テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

2022年10月12日に白人至上主義・反ユダヤ主義等を掲げる人物が、ブラチスラバ旧市街のLGTBバーを銃撃し2人が死亡した事件や、2024年5月にフィツォ首相が銃撃された事件等、未遂や係争中の案件を含め複数の事案が確認されています。テロ事件は予想しない形で発生するところ、テロの脅威が欧州においても深刻化していることを認識し、日本国外務省が発出する渡航情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

(2) 誘拐対策

当国では、誘拐事件は頻繁にはみられないものの、万が一に備え、特に以下の点に留意してください。

- ◆ 見知らぬ人が近づいてきた場合や、質問されたら用心するよう子供に注意しておく。登下校や行事の行き帰りはできる限り親が同伴するのが理想。
- ◆ 外出の際は、行き先や予定を家族に知らせる。
- ◆ 家族全員が緊急の際の電話番号を覚えるようにしておく。
- ◆ 家族全員で地域にどのような危険があるのか話し合う。

6. 緊急連絡先

(1) 在スロバキア日本国大使館（平日9:00～17:00）

・住所：Hlavné námestie 2, 813 27, Bratislava

・電話：+421-(0)2-5980-0100（代表）

※閉館日も含め24時間応答

・ FAX : +421-(0)2-5443-2771

・ 電子メール : consular@bv.mofa.go.jp

(2) 警察、消防

- ◆ 112 (欧州緊急番号。警察、消防、救急等、あらゆる緊急事態に対応するEU加盟国の統一番号。携帯・固定電話ともに同じ)

※英語サービスあり。

- ・ 自動車が故障した場合

Autoklub Slovakia Assistance : 18112 (スロバキア国内)

+421-2-4920-5949 (スロバキア以外の地域から)

- ・ 法務省による法律相談 (CENTRUM PRAVNE POMOCI)

0650-105-100 (コールセンター)

<https://www.centrumpravnejpomoci.sk> (英語あり)

～簡単な緊急時の表現～

- ◆ 助けて！POMOC! (ポモツ)

- ◆ 火事だ！HORÍ! (ホリー)

- ◆ 泥棒だ！ZLODEJ! (ズロヂェイ)

- ◆ 警察を呼んで。ZAVOLAJTE POLÍCIU. (ザボライテェ ポリーツィウ)

- ◆ 救急車を呼んで。ZAVOLAJTE SANITKU. (ザヴォライテェ サニトゥク)

- ◆ 病院に連れて行って下さい。PROSÍM, ZAVEZTE MA DO NEMOCNICE.

(プロスィーム ザヴェステェ マ ド ニェモツニツェ)

- ◆ 痛い！BOLÍ TO. (ボリート)
- ◆ 緊急です。JE TO SÚRNE. (イエ ト スールネ)

- ◆ 携帯電話/電話をお借りしていいですか。

MÔŽEM POUŽIŤ VÁŠ MOBIL/ TELEFÓN?

(ムオジエム ポウジチ ヴァーシュ モビル/テレフオン)

- ◆ はい / いいえ ÁNO. (アーノ) / NIE. (ニイエ)

Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、主に次のような準備を平素より整えるよう心がけてください。

- ◆ 当館への在留届の提出及び記載事項変更時の連絡（在留届電子届出システムでも提出及び変更が可能 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)

- ◆ 緊急時の企業内、家族内の連絡方法の準備

- ◆ 短波・FM放送受信可能な携帯ラジオの準備

(NHK World Radio Japan の周波数：短波 1386kHz、英語)

- ◆ 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、または、発生する恐れの高い場合、当館は関連情報をメールやホームページでお知らせするよう最大限努めますが、各自でも情報収集を行い、安全対策を期するよう努めてください。

その際は、どのような情勢か、危険な場所はどこか、スロバキア当局が住民に向けて何らかの指示を発出しているかなどを把握することが大切です。危険な場所には近づかず、スロバキア当局や当館からの指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要があります。

※ 万が一、大規模災害の現場やその付近に居合わせた場合、すぐに安全な場所へ移動した上で、自身の安否を当館へ知らせてください。当館にご家族、日本国内の留守宅から照会がある場合があります。

2. 緊急時の行動

(1) 原子力発電所での事故

スロバキアでは、ニトラ地方(NITRIANSKY KRAJ)東部のモホウツェ(MOCHOVCE)とトルナバ地方(TRNAVSKY KRAJ)北部のヤスロウスケー・ボフニツェ(JASLOVSKE BOHUNICE)の2か所に原子力発電所があります。事故が発生した場合、原子力発電所及び市民保護局による以下のような警告が発せられます。また、スロバキア原子力管理局は、原子力発電所の事故に備え以下の基本的な対策を講じています。万が一、事故が発生した場合にはこれらを参考に行動してください。

【警報等】

- ◆ 原子力発電所から20Km圏内には警報装置が設置されており、事故が発生した場合警報（サイレン）が発せられる。同時に、「注意！放射能漏洩発生」との音声による警告も流される。20キロ圏外の場合、ラジオやテレビで同様の音声による警告が発せられる。また、必要に応じ、避難指示も併せて発出される。

- ◆ 事故が発生した場合、市民保護局が自動車で周辺住民に警告を発する。この他市民保護局は、独自の警報装置網で警告を発する。
- ◆ スロバキアラジオが警告を発する（地域によって周波数が異なる）。
<https://www.stvr.org/ako-naladit-radia>
- ◆ スロバキアテレビが警告を発する。
<https://www.stvr.org/ako-naladit-televiziu>
- ◆ 安全が確認された場合、原子力発電所の20Km圏内では、2分間連続で警報（サイレン）が発せられるとともに、「危険が去った」旨の音声による通報がなされる。20Km圏外の場合、警報による通知またはラジオ、テレビ等で音声による通報がなされる。

【基本的対策】

- ◆ 出来る限り早く地下室等の放射能が漏れ入らない密閉された部屋に避難する
- ◆ 建物に入る前に、衣服と靴を脱ぎ、気密性の高いバッグに入れ、使用しない
- ◆ 丁寧に手、顔、髪を洗い、目、口をすすぎ、鼻と耳をきれいにする。シャワーを浴び、下着を交換する
- ◆ 全ての窓とドアを閉め、エアコンや換気装置の作動を停止する
- ◆ ラジオやテレビによる指示に従う
- ◆ マスクや適切な衣服を用意する
- ◆ 食材や飲み物を汚染しないよう、バッグや冷蔵庫、冷凍庫または倉庫に入れて保管する。汚染された食材を食べない
- ◆ ペットに餌と水を与え、輸送用ゲージに入れる
- ◆ 避難用の荷物をまとめ、指示を待つ。避難や建物の退出は、当局の公式発表や救

助隊員の指示に基づいて行う。

(2) 河川の増水、氾濫

2009年6月及び2013年6月には、ブラチスラバ郊外のデヴィーン城周辺地区でドナウ川の増水による浸水被害がありました。また、2024年9月には、スロバキアの広範囲の地域で大雨が続いたことにより、複数の地域で洪水警戒レベルが最高警戒レベルまで引き上げられた事態も発生しています。

雪解けの季節や大量の降雨があった際には、河川の増水や氾濫に警戒する必要があります。避難しなければならない事態も想定し、テレビやラジオ、インターネット等を通じて関連情報の収集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。その時々々の河川の増水、氾濫の危険度は、スロバキア水文気象研究所ホームページ (<https://www.shmu.sk/en/?page=1>) に掲載されます。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

| | |
|--------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> パスポート | <ul style="list-style-type: none">・6か月以上の残存有効期間が望ましい・最終ページの「所持人記載欄」には漏れなく記載しておく |
| <input type="checkbox"/> 貴重品 | <ul style="list-style-type: none">・現金、貴金属、有価証券、クレジットカードなど |
| <input type="checkbox"/> 自動車 | <ul style="list-style-type: none">・自動車を常時整備し、燃料を十分に入れておく・車内には懐中電灯、地図を備え置く |
| <input type="checkbox"/> 衣類 | <ul style="list-style-type: none">・着替え・長袖、長ズボンが賢明・履き物は、行動に便利で丈夫なもの |
| <input type="checkbox"/> 洗面用具 | <ul style="list-style-type: none">・タオル、歯磨きセット、石けんなど |
| <input type="checkbox"/> 非常用食料 | <ul style="list-style-type: none">・米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食、ペットボトル水 |
| <input type="checkbox"/> 医薬品 | <ul style="list-style-type: none">・常用薬、外傷薬、消毒用石けん、包帯、絆創膏、衛生綿など |
| <input type="checkbox"/> ラジオ | <ul style="list-style-type: none">・NHK海外放送（NHK World Radio Japan:短波1386kHz、英語）、BBC、VOAなどの短波放送・FM放送が受信できる電池仕様のもの |
| <input type="checkbox"/> その他 | <ul style="list-style-type: none">・懐中電灯（予備の電池も）、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、防災ずきん等 |

IV. その他の主要な留意事項

1. 「在留届」と「たびレジ」

海外に住居または居所を定めて3か月以上滞在する方は、日本の旅券法により、その地を管轄する日本国大使館または総領事館へ「在留届」を届け出る義務があります。また、滞在期間が3か月未満の方であっても、「たびレジ」に登録いただくことで、緊急事態等が発生した際に、大使館等から滞在国の安全情報を受け取ることが可能になります。

また、当館では、在留邦人の安全にかかわる緊急事態等が発生した場合、「在留届」及び「たびレジ」の登録データに基づいて、在留邦人の方々に緊急連絡や安否確認等を行います。これらの届出がない場合、在留の事実や連絡先を把握できませんので、当館からの緊急連絡や援護活動が困難となります。

「在留届」及び「たびレジ」はインターネットで登録することが可能です。「在留届」をインターネットで登録した場合、その後の変更、帰国及び転出等の届け出もインターネットから行うことが可能です。最近、スロバキアに赴任された方が友人や同僚の中にいる場合には、ぜひインターネットでの「在留届」の登録をお勧め願います。また、ご家族、ご友人、同僚の方々がスロバキアに短期滞在で渡航する際にも、「たびレジ」の登録を是非勧めてください。

インターネットでの「在留届」及び「たびレジ」の登録方法は次のとおりです。

<登録方法>

①外務省「ORRnet」ホームページ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)にアクセス。

又は、

②外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp>) のトップから「各種手続き」→

「電子政府・電子申請・届出」→「領事業務に関するオンライン申請・届出」→「在留届電子届出システム「ORR ネット」」とアクセス。

※緊急連絡に備え、電話番号及びメールアドレスを必ず登録願います。

※ご不明な点につきましては、当館領事班までお気軽にお問い合わせください。

2. その他の注意事項

- ◆ 観光等を目的として無査証で短期滞在する場合でも、外国人は法令上、週末及び祝日を除いて入国後3日以内に所轄の外国人警察署に滞在開始日、場所及び予定期間について届け出ることとされています。ホテルに宿泊した場合は、ホテル側がこれを代行しますので問題は生じませんが、個人宅に泊まった場合はこれが行われないため、別途届け出が行われる必要が出てきます。この届出を怠った場合には、規定違反として罰金を支払わされる場合がありますので、注意が必要です。

なお、ホテルに宿泊した際には、宿泊した事実を証する領収書等を必ず受け取った上、国外に出るまではこれを必ず所持するようにして下さい。

- ◆ 美術館の中での写真撮影は、通常禁止されています。教会の中も一般的に撮影を禁止しているところが多く確認が必要です。一部の美術館では、有料でビデオ・写真撮影を許可するところもあります。軍事施設の写真撮影は禁止されています。
- ◆ 麻薬の持ち込みは一切禁止されています。
- ◆ 就労は、正規の手続きによらない限り、一切認められません。
- ◆ 旅券等の身分証明書は、常に携帯するようにして下さい。
- ◆ 銃器所持については許可制で、厳しく制限されています。
- ◆ 長期滞在者、永住者ともに、旅券、滞在許可証及び健康保険証書（長期滞在者は

加入義務有り)の常時携帯が義務となっています。

3. 旅券紛失(盗難)時の対応

まず、最寄りの警察署で紛失(盗難)証明を取得した上で、同証明とともに、写真2枚(3.5cm×4.5cm)、戸籍謄(抄)本又は戸籍電子証明書提供用識別符号を当館に持参し、紛失(盗難)旅券の失効及び新たな旅券等渡航文書の発給を申請してください(申請書は当館にあります)。

なお、一般旅券の場合、申請から交付まで3～4週間程度時間を要します。